

## 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するコメント及びそれに対する金融庁の考え方

意見番号	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行法施行規則別紙様式第1号ほか	<p>((別紙1)[銀行法施行規則別紙様式(新旧対照表)]において、「負ののれん」が削除対象となっているが、「企業結合に関する会計基準」適用までに行われた企業結合の結果として生じた「負ののれん」については、引き続き負債として計上する必要があり、削除対象とすることは適当でないと思われる。</p> <p>また、かかる取扱は時限立法として過去に計上が認められた「土地再評価差額金」「再評価に係る繰延税金資産」「再評価に係る繰延税金負債」が、未だ別紙様式上の項目として残存している取扱との間でも不整合がある。</p>	<p>「負ののれん」を削除することとした取扱は、平成21年3月24日付で改正された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号)(以下、「財務諸表等規則」という。)」様式第5号において「負ののれん」が削除された取扱との整合性をとっているものです。</p> <p>「土地再評価差額金」「再評価に係る繰延税金資産」「再評価に係る繰延税金負債」が様式上の項目として残存している取扱についても、同様に、財務諸表等規則様式第5号において「土地再評価差額金」という項目が残存している取扱との整合性をとっているものです。</p> <p>ご指摘の、引き続き負債として計上する必要のある「負ののれん」については、「その他の負債」に計上して頂くこととなり、様式によって、「負ののれん」の金額が資産総額の100分の5又は100分の1を超えるものについては、「負ののれん」の独立掲記が必要となります。</p> <p>詳細は、各様式の記載上の注意を御確認下さい。</p>